

岩手県告示第861号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量を実施する旨盛岡地方務局長から次のとおり通知があった。

平成26年12月12日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 公共測量を実施する地域 釜石市定内町一丁目、二丁目、三丁目、野田町一丁目、二丁目、三丁目及び四丁目
- 2 公共測量を実施する期間 平成26年12月8日から平成27年3月16日まで
- 3 実施する公共測量の種類 公共測量（基準点測量）